

宮古地区広域行政組合告示第5号

組合営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び一般競争入札の参加者の資格等に関する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山本 正徳

組合営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び一般競争入札の参加者の資格等に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、別に定めがあるもののほか、組合営建設工事の請負契約を締結する場合における指名競争入札及び一般競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合営建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事で組合費で支弁するものをいう。
- (2) 関係団体 宮古地区広域行政組合規約（昭和48年岩手県指令地第110号）第2条に掲げる市町村をいう。
- (3) 関係団体資格規程 市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成17年宮古市告示第15号）、町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（昭和59年山田町告示第66号）、町営建設工事入札参加資格者要綱（昭和54年岩泉町告示第47号）及び村営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（昭和57年田野畑村告示第2号）をいう。

(競争入札の参加者の資格)

第3条 組合営建設工事の指名競争入札及び一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者は、関係団体資格規程の規定によりいずれかの関係団体の資格審査を受けなければならない。この場合において、競争入札の参加資格者は、いずれかの関係団体の資格者名簿に登載されている者とする。

(資格者名簿)

第4条 組合営建設工事の競争入札に係る資格者名簿は、関係団体資格規程に基づきそれぞれの関係団体の資格審査後において作成された現に有効な資格

者名簿とする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第5条 管理者は、指名競争入札の参加者を指名するときは、資格者で当該組合営建設工事の種類に応じ、関係団体資格規程において定める業種に区分されているものうちから別に定める指名基準により行うものとする。

(補則)

第6条 この告示の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。